

生産緑地の農業の主たる従事者証明に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき買取り申出する生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）につき、買取り申出事由の死亡又は農業に従事することを不可能とさせる故障の生じた者が、当該生産緑地に係る法第10条第2項に規定する「農業の主たる従事者」又は生産緑地法施行規則第2条3項に規定する「農業に一定割合以上従事している者」（以下「従事者」という。）に該当する場合に、農業委員会が証明書を交付するに当たり、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(証明願の提出)

第2条 証明書の交付を受けようとする者（以下「願出者」という。）は、生産緑地の農業の主たる従事者証明願（川崎市生産緑地地区事務取扱要綱第10号様式。以下「証明願」という。）を農業委員会に提出しなければならない。また、願出者は主たる従事者本人、または民法第725条に規定する親族の範囲に該当する者とする。なお、買取り申出事由（死亡・故障）の生じた者に対して証明は一度限りとする。

2 証明願には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 戸籍謄本又は除籍謄本（買取り申出事由が死亡の場合）
- (2) 農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定通知（買取り申出事由が故障の場合）
- (3) 土地の登記事項証明書（全部）（3か月以内のもの）
- (4) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (5) 案内図
- (6) その他農業委員会が特に必要とする書類等

(調査)

第3条 農業委員会は、証明願の提出があった場合は、買取り申出事由の発生日を確認し、農地基本台帳、農業委員による現地確認調査等により、農業従事の事実を確認するものとする。

- 2 買取り申出事由の発生日が証明願提出日の一年以上前であるときは、証明を行わないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。
- 3 従事者が他の市区町村に住所を有する場合は、住所地を所管する農業委員会への意見聴取、願出者からの事情聴取等により農業従事の事実の確認を行うものとする。

(交付・報告)

第4条 農業委員会は、調査の結果農業従事の事実が確認できるものについては、速やかに証明書を交付するものとし、農業従事の事実が確認できないものについては、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定に基づき証明書を交付したものについては、その後に開催される総会に報告するものとする。

(専決)

第5条 事務局長は、既に総会に報告された事案について再交付の証明願が提出された

場合は、専決することができる。ただし、保存期間内の公文書で生産緑地の農業の主たる従事者証明を行ったことが確認できるものに限る。

- 2 再交付を受けようとする者は、生産緑地の農業の主たる従事者証明書再交付願（第1号様式）を農業委員会に提出するものとする。

（書類の整備）

第6条 事務局長は、農業の主たる従事者証明の事務処理に係る関係書類等を整備し、保存しなければならない。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長と事務局長が協議して別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成11年8月1日から施行する。

（施行期日）

- 2 この要領は、平成23年3月3日から施行する。

（施行期日）

- 3 この要領は、平成24年1月24日から施行する。

（施行期日）

- 4 この要領は、平成30年6月14日から施行する。

（施行期日）

- 5 この要領は、令和4年11月11日から施行する。

（施行期日）

- 6 この要領は、令和6年4月1日から施行する。